

令和元年度

9月補正予算の主な事業説明書

諫 早 市

目 次

第2次諫早市総合計画の政策・施策体系にもとづき整理したもの。

【 】書は、政策・施策体系図の「基本目標」、 印は「基本政策」

ページ

【輝くひとづくり】

健やかなひとづくり

幼児教育・保育の無償化に伴う事業《新規》 1 ~ 2

【魅力あるまちづくり】

安全なまちづくり、快適なまちづくり

道路橋りょう維持事業 3

幼児教育・保育の無償化に伴う事業（新規）

総合計画の位置付け

【輝くひとづくり】 健やかなひとづくり

これまでの経緯及び目的

子ども・子育て支援法の改正による、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により、子育て世帯の負担軽減を図る。

事業概要

- 《 事業主体 》 諫早市
- 《 事業期間 》 令和元年10月～
- 《 事業内容 》

事業名	事業内容	対象施設等	支給要件	事業費（千円）
施設等利用給付事業《新規》	支給要件を満たした子どもが、対象施設等を利用した際に要する費用を給付する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園 (施設型給付を受けないもの。) ・ 認可外保育施設 ・ 預かり保育事業 ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子ども ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性があるもの 	141,980
実費徴収補足給付事業《新規》	支給要件を満たした子どもが、対象施設を利用した際の副食費に要する費用を給付する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園 (施設型給付を受けないもの。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年収360万円未満相当の世帯の子ども ・ 所得制限にかかわらず、第3子以降の子ども 	3,078
施設型給付事業(民間)	対象施設の無償化に係る保育料(利用者負担額)を施設型給付費として給付する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園 (施設型給付を受けるもの) ・ 認定こども園 ・ 認可保育所 ・ 小規模事業所 ・ 事業所内保育所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子ども ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性があるもの 	66,337
施設型給付事業(公立)	保育料(利用者負担額)に含まれていた副食費は、直接保育所が実費徴収することとなるため、副食費相当額を減額する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立保育所 (中央保育所、太陽保育所) 	-	3,360
私立幼稚園就園奨励費支給事業	対象施設の保育料の減免措置を行っていた就園奨励費支給事業の終了に伴い減額する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園 (施設型給付を受けないもの。) 	-	33,035
計				175,000

諫早市内においては、諫早純心幼稚園、諫早清水幼稚園、ばらの幼稚園が対象となる予定。

事業費

総事業費	5,689,815 千円	
当初予算事業費	5,484,560 千円	
6月補正事業費	30,255 千円	
9月補正事業費	175,000 千円	
(財源内訳)		
国庫支出金	278,762 千円	(保育料)
県支出金	144,353 千円	
その他	249,122 千円	
一般財源	1,007 千円	

年度別事業内容

元年度			2年度以降
当初予算	6月補正	9月補正	
給付事業 ・施設型給付事業 (民間) ・施設型給付事業 (公立) ・私立幼稚園就園 奨励費支給事業	無償化準備事務	無償化に伴う給付事 業(新規) ・施設等利用給付 事業 ・実費徴収補足給付 事業	継続して実施

事業実施による効果

幼児教育・保育の無償化の実施により、保育所、幼稚園、認定子ども園等を利用する3歳から5歳までのすべての世帯の子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに係る保育料が無償となることに伴い、子育て世帯の経済的な負担軽減が図られ、安心して子育てができる環境づくりに寄与する。

事業担当課

健康福祉部 こども支援課

- (6款 - 2項 - 2目 - 私立幼稚園就園奨励費支給事業)
- (6款 - 2項 - 2目 - 子ども・子育て支援給付事業)
- (6款 - 2項 - 2目 - 地域子ども・子育て支援事業)

道路橋りょう維持事業

総合計画の位置付け

【魅力あるまちづくり】 安全なまちづくり、快適なまちづくり

これまでの経緯及び目的

幹線道路及び地域に密着した市道の適切な維持管理を図ることにより安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す。

事業概要

《事業主体》 諫早市

《事業内容》 幹線道路及び地域に密着した市道の点検、補修、改良など

事業名	R 1 年度事業内容		
	当初予算	6月補正	9月補正
道路橋りょう維持事業			
・側溝整備事業	側溝整備工事 (多良林線外 3 か所)		
・舗装整備事業	舗装整備工事 (貝津 2 号線外 3 か所)		
・橋りょう補修事業	補修設計(久山陸橋) 補修工事 (大砂口橋外 1 橋)	補修工事 (永昌東跨線橋)	補修設計【撤去】 (化屋跨線橋) 概略設計【踏切改良】 (化屋踏切)
・道路ストック点検事業	橋りょう法定定期点検 (宮の前橋外 9 3 橋)		
・橋りょう長寿命化計画策定事業	橋りょう長寿命化修繕計画策定		
・道路ストック補修事業	法面設計 (鳥越線)	法面保護工事 (永昌東福田線)	

事業費

当初予算事業費	246,700 千円
6月補正事業費	259,600 千円
9月補正事業費	13,000 千円
(財源内訳) 国庫支出金	
地方債	5,500 千円
一般財源	4,000 千円
	3,500 千円

事業実施による効果

点検、補修、改良など市道の適切な維持管理を行うことにより、市民の日常生活における安全性や快適性の向上が図られる。

事業担当課

建設部 道路課

(10款 - 2項 - 2目 - 道路橋りょう維持事業)